

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕様書番号
令和8年度HPM装置（検証用）第1次検証（後段）UAV搜索装置レーダ（アクティブセンサ）に係る技術援助役務	高学研R8－10	
	防衛大臣承認	
	作 成	令和8年6月24日
	変 更	
	作成部隊等名	高射学校研究部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊高射学校において実施するHPM装置（検証用）の第1次検証に係る技術援助役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z5000002及びGRD-Z000892による。

1.2.3 HPM

High Power Microwaveの略であり、高出力マイクロ波のことをいう。

1.2.4 UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略であり、無人航空機のことをいう。

1.2.5 小型UAV

UAVのうち、単機又は複数機で連携して飛行する小型のUAV（NATOの分類区分（JAPCC Strategic Concept of Employment for UAS in NATO, Jan 2010）に基づくClass IのMicro及びMini（概ね機体重量20kg以下、高度約915m以下）のもの。）をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GRD-Z000892 HPM装置（検証用）

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

2 技術援助に関する要求

2.1 技術実施場所・期間・人員

技術援助の実施場所・期間・人員は、次による。

2.1.1 実施場所

北富士演習場

2.1.2 期間

令和8年7月27日（月）から同年7月30日（木）

2.1.3 人員

人員数は会社見積による。

2.2 技術援助の実施

契約相手方は、本仕様書に基づく技術援助を実施するものとする。

2.3 HPM装置（検証用）等に係る技術援助

2.3.1 事前調整

技術援助に関する事前調整を官側の指定する1日間で必要に応じて実施する。

2.3.2 技術援助

- a) 小型UAVを探索・探知可能なレーダの準備、設置、操作及び撤収
- b) レーダが探知した小型UAVの方位、距離、高度等の諸元の提供
- c) 小型UAVの諸元等を確認するための表示装置・システム、カメラの準備、設置、操作及び撤収
- d) レーダの設定内容、性能、機能等の説明

2.3.3 技術援助員の資格

技術援助員の資格は、使用するレーダの設定、操作等に必要な専門的技術・技能を有するものとする。

2.3.4 使用するレーダ

本役務で使用するレーダは、小型UAVを探索・探知可能であるとともに、OTM (on the move) での検証等実績がある Echoshield (Echodyne 社製) を原則とする。

3 成果物の提出

- a) レーダ探知結果に基づく解析データの提出
- b) 細部の解析内容は、官側との調整による。
- c) 速報データの提出時期
検証終了後、1週間以内
- d) 最終成果物の提出
官側との調整によるも、令和8年9月11日までに提出

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官（以下、契担当という。）等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他

5.1 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、契約履行に必要な事項について所要の支援を受けることができる。

5.2 その他の必要事項

5.2.1 作業時間

1日の作業時間は、8時間を標準とする。

5.2.2 指示

その他必要な事項は、監督官が指示する。

5.3 その他

- a) 使用機材の搬入、設置、操作および撤収は受託者が実施するものとする。また、現地までの移動についても受託者にて対応するものとする。
- b) 本役務に必要な使用機材、消耗品及び工具等は受託者が準備するものとする。
- c) 使用機材の設置、操作等は官側との相互調整により実施するものとする。
- d) 契約後、官側が指定する期日までに役務実施箇所に入場するための入場者リストを事前に官側へ提示すること。必要に応じ、官側が指定した書類等についても提示することとする。
- e) 車両の駐車場は官側が提供するものとする。
- f) 使用機材の故障時は、準備済の予備機を含め、代替となる機体の準備等速やかに対応するものとする。
- g) 本仕様書に疑義がある場合には、官側と調整するものとする。
- h) その他、仕様書に記載が無いものについては官側と受託者にて相互に調整するものとする。
- i) 本仕様書に関する疑義は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。